

「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究」の公募に係るQ&A

令和6年8月15日(木)時点
 ※質問の受付期間は終了しました

No.	質問	回答
1	「技術提案申請希望調書」の提出期限を過ぎてしまいましたが、提出していない場合でも競争に参加できますか。	「技術提案申請希望調書」は審査を円滑に進めるために任意でお願いしているものになりますので、ご提出いただいていない場合でも、入札書の受領期限までに必要書類をご提出いただければ競争への参加は可能です。
2	全省庁統一資格A等級を有していますが、その場合でも入札説明書3(7)ア～オに示す要件を満たす必要がありますか。	既にA等級を有している場合は、競争参加資格を満たしています。本募集では「役務の提供等」のA、B、C等級に格付けされている事業者様を対象としていますが、例えば、該当しないD等級の競争参加希望者の場合においても入札説明書3(7)ア～オのいずれかを満たせば競争に参加できるという趣旨の記載となります。
3	仕様書p.7及び「評価項目及び得点配分基準」について、「過去に教育分野に関するコンテンツ(サイト・記事・動画等)制作等の類似の事業」とありますが、このような実績が本調査研究にどのように関連しますか。	8月6日付で、以下のように訂正しております。 訂正前 「過去に教育分野に関するコンテンツ(サイト・記事・動画等)制作等の類似の事業」 訂正後 「過去に類似の調査」 HPIに掲載しております「公募情報の訂正について(令和6年8月6日)」についてもご確認ください。
4	技術提案書作成要領について、2(4)に技術提案書は20ページ以内とありますが、これは様式2のみで20ページ以内ということですか。もし認識が異なっている場合、枚数制限が設けられている書類の範囲をご教示ください。	ご認識のとおり、様式2のみで20ページ以内でご作成願います。
5	技術提案書(様式2)の2. 事業実施体制の2つ目の○について、「検討委員会」との記載がありますが、本調査研究においてどのように検討委員会を置くべきですか。委員の選定・資料作成・運営等の委託範囲についても併せてご教示ください。	「検討委員会」とは、有識者の方に、当該事業が適切に実施できているか検討していただくための委員会を想定しております。 ただし、当該事業について「検討委員会」の設置は必須ではございません。 各社において事業計画をご検討いただく中で必要と判断されれば設置してください。